

議案第 27 号

飛驒市保健センター条例及び飛驒市コミュニティー施設条例の一部を改正する等の条例について

飛驒市保健センター条例及び飛驒市コミュニティー施設条例の一部を改正する等の条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

公民館施設及び古川町保健センター分館の設置目的の変更等に伴う改正

# 飛驒市保健センター条例及び飛驒市コミュニティー施設条例の一部を改正する等の条例

(飛驒市保健センター条例の一部改正)

第1条 飛驒市保健センター条例(平成16年飛驒市条例第144号)の一部を次のように改正する。

第2条の表飛驒市古川町保健センターフィラムの項を削る。

(飛驒市コミュニティー施設条例の一部改正)

第2条 飛驒市コミュニティー施設条例(平成17年飛驒市条例第52号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

飛驒市コミュニティ施設条例

第1条中「飛驒市コミュニティー施設」を「飛驒市コミュニティ施設」に改める。

第5条中「飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例」を「飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に改める。

別表中「飛驒市大無雁コミュニティーセンター」を「飛驒市大無雁コミュニティーセンター」に改める。

別表中

「

飛驒市西忍コミュニティーセンター	飛驒市宮川町西忍651番地
飛驒市坂下生活改善センター	飛驒市宮川町打保639番地1

」を

「

飛驒市西忍コミュニティセンター	飛驒市宮川町西忍651番地
-----------------	---------------

」

に改める。

別表中「飛驒市宮川町高齢者コミュニティーセンター」を「飛驒市宮川町高齢者コミュニティセンター」に改める。

別表中

「

飛驒市上村地区コミュニティー施設	コミュニティー施設
	交流広場

」を

「

飛驒市上村地区コミュニティ施設	コミュニティ施設
	交流広場

」

に改める。

別表に次のように加える。

飛驒市古川町コミュニティセンター	飛驒市古川町若宮二丁目1番66号	毎週月曜日、12月29日から翌年1月3日まで及び国民の祝日に	午前8時30分から午後10時まで	飛驒市使用料徴収条例による
飛驒市河合町コミュニティセンター	飛驒市河合町角川247番地1			
飛驒市宮川町コミュニティセンター	飛驒市宮川町林50番地1			
飛驒市神岡町コミュニティセンター	飛驒市神岡町東町378番地			
飛驒市千代の松原コミュニティセンター	飛驒市古川町向町三丁目7番13号			

飛驒市釜崎コミュニティセンター	飛驒市神岡町釜崎 847番地	規定する 休日の翌 日	
-----------------	-------------------	-------------------	--

(飛驒市公民館条例の廃止)

第3条 飛驒市公民館条例（平成17年飛驒市条例第53号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第2条中題名の改正規定、第1条の改正規定、第5条の改正規定、別表中「飛驒市大無雁コミュニティセンター」を「飛驒市大無雁コミュニティセンター」に改める改正規定、別表中

「

飛驒市西忍コミュニティセンター	飛驒市宮川町西忍651番地
飛驒市坂下生活改善センター	飛驒市宮川町打保639番地1

」を

「

飛驒市西忍コミュニティセンター	飛驒市宮川町西忍651番地
-----------------	---------------

」

に改める改正規定、別表中「飛驒市宮川町高齢者コミュニティセンター」を「飛驒市宮川町高齢者コミュニティセンター」に改める改正規定及び別表中

「

飛驒市上村地区コミュニティー施設	コミュニティー施設
	交流広場

」を

「

飛驒市上村地区コミュニティ施設	コミュニティ施設
	交流広場

」

に改める改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(第1条) 飛騨市保健センター条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条 略 (名称及び位置)	第1条 略 (名称及び位置)
第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
名称	位置
飛騨市古川町保健センター	飛騨市古川町若宮二丁目 1番60号
<u>飛騨市古川町保健センター分館</u>	<u>飛騨市古川町若宮二丁目 1番66号</u>
飛騨市河合町保健センター	飛騨市河合町角川318番地
飛騨市宮川町保健センター	飛騨市宮川町野首28番地 2
飛騨市神岡町保健センター	飛騨市神岡町船津2122番地 4
以下 略	以下 略

(第2条) 飛驒市コミュニティ施設条例新旧対照表

線部分は改正部分)

現 行	改正案																																																																	
<p><u>飛驒市コミュニティ施設条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、<u>飛驒市コミュニティ施設</u>(以下「施設」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 略 (指定の手続き)</p> <p>第5条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときは、<u>飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例</u>(平成16年飛驒市条例第272号)に基づき指定するものとする。</p> <p>第6条～第20条 略 附 則 略 別表 (第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>休館日</th><th>開館時間</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛驒市高齢者活動・生活支援促進機械施設</td><td>飛驒市河合町羽根520番地1</td><td>12月29日から翌年の1月3日まで</td><td>午前8時30分から午後10時まで</td><td>飛驒市使用料徴収条例(平成16年飛驒市条例第70号)による</td></tr> <tr> <td>飛驒市大無雁コミュニティセンター</td><td>飛驒市宮川町大無雁106番地</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>飛驒市西忍コミュニティセンター</td><td>飛驒市宮川町西忍651番地</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>飛驒市坂下生活改善センター</td><td>飛驒市宮川町打保639番地1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>飛驒市宮川町高齢者コミュニティセンター</td><td>飛驒市宮川町杉原109番地</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>飛驒市山之村地区多目的集会施設</td><td>飛驒市神岡町下之本198番地</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	休館日	開館時間	使用料	飛驒市高齢者活動・生活支援促進機械施設	飛驒市河合町羽根520番地1	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで	飛驒市使用料徴収条例(平成16年飛驒市条例第70号)による	飛驒市大無雁コミュニティセンター	飛驒市宮川町大無雁106番地				飛驒市西忍コミュニティセンター	飛驒市宮川町西忍651番地				飛驒市坂下生活改善センター	飛驒市宮川町打保639番地1				飛驒市宮川町高齢者コミュニティセンター	飛驒市宮川町杉原109番地				飛驒市山之村地区多目的集会施設	飛驒市神岡町下之本198番地				<p><u>飛驒市コミュニティ施設条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、<u>飛驒市コミュニティ施設</u>(以下「施設」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 略 (指定の手続き)</p> <p>第5条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときは、<u>飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例</u>(平成16年飛驒市条例第272号)に基づき指定するものとする。</p> <p>第6条～第20条 略 附 則 略 別表 (第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>休館日</th><th>開館時間</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛驒市高齢者活動・生活支援促進機械施設</td><td>飛驒市河合町羽根520番地1</td><td>12月29日から翌年の1月3日まで</td><td>午前8時30分から午後10時まで</td><td>飛驒市使用料徴収条例(平成16年飛驒市条例第70号)による</td></tr> <tr> <td>飛驒市大無雁コミュニティセンター</td><td>飛驒市宮川町大無雁106番地</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>飛驒市西忍コミュニティセンター</td><td>飛驒市宮川町西忍651番地</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>飛驒市宮川町高齢者コミュニティセンター</td><td>飛驒市宮川町杉原109番地</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>飛驒市山之村地区多目的集会施設</td><td>飛驒市神岡町下之本198番地</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	休館日	開館時間	使用料	飛驒市高齢者活動・生活支援促進機械施設	飛驒市河合町羽根520番地1	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで	飛驒市使用料徴収条例(平成16年飛驒市条例第70号)による	飛驒市大無雁コミュニティセンター	飛驒市宮川町大無雁106番地				飛驒市西忍コミュニティセンター	飛驒市宮川町西忍651番地				飛驒市宮川町高齢者コミュニティセンター	飛驒市宮川町杉原109番地				飛驒市山之村地区多目的集会施設	飛驒市神岡町下之本198番地			
名称	位置	休館日	開館時間	使用料																																																														
飛驒市高齢者活動・生活支援促進機械施設	飛驒市河合町羽根520番地1	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで	飛驒市使用料徴収条例(平成16年飛驒市条例第70号)による																																																														
飛驒市大無雁コミュニティセンター	飛驒市宮川町大無雁106番地																																																																	
飛驒市西忍コミュニティセンター	飛驒市宮川町西忍651番地																																																																	
飛驒市坂下生活改善センター	飛驒市宮川町打保639番地1																																																																	
飛驒市宮川町高齢者コミュニティセンター	飛驒市宮川町杉原109番地																																																																	
飛驒市山之村地区多目的集会施設	飛驒市神岡町下之本198番地																																																																	
名称	位置	休館日	開館時間	使用料																																																														
飛驒市高齢者活動・生活支援促進機械施設	飛驒市河合町羽根520番地1	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで	飛驒市使用料徴収条例(平成16年飛驒市条例第70号)による																																																														
飛驒市大無雁コミュニティセンター	飛驒市宮川町大無雁106番地																																																																	
飛驒市西忍コミュニティセンター	飛驒市宮川町西忍651番地																																																																	
飛驒市宮川町高齢者コミュニティセンター	飛驒市宮川町杉原109番地																																																																	
飛驒市山之村地区多目的集会施設	飛驒市神岡町下之本198番地																																																																	

資料

飛騨市夢館		飛騨市神岡町東 茂住392番地		
飛騨市上 村地区コ ミュニテ ィー施設		飛騨市神岡町小 萱2040番地		
飛騨市神和荘・飛騨市神岡町ふれあいセンターの部 略				
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	—	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
—	—	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
—	—	_____	_____	_____

飛騨市夢館		飛騨市神岡町東 茂住392番地		
飛騨市上 村地区コ ミュニテ ィ施設		飛騨市神岡町小 萱2040番地		
飛騨市神和荘・飛騨市神岡町ふれあいセンターの部 略				
飛騨市古川町コミ ュニティセンター	飛騨市古川町若 宮二丁目1番66 号	毎週月 曜日、1 2月29日 から翌 年の1 月3日 まで及 び国民 の祝日 に関する法律 (昭和2 3年法律 第178 号)に規 定する 休日の 翌日	午前8時 30分から 午後10時 まで	飛騨市使 用料徴収 条例によ る
飛騨市河合町コミ ュニティセンター	飛騨市河合町角 川247番地1			
飛騨市宮川町コミ ュニティセンター	飛騨市宮川町林 50番地1			
飛騨市神岡町コミ ュニティセンター	飛騨市神岡町東 町378番地			
飛騨市千代の松原 コミュニティセン ター	飛騨市古川町向 町三丁目7番13 号			
飛騨市釜崎コミユ ニティセンター	飛騨市神岡町釜 崎847番地			

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市保健センター条例及び飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する等の条例について
担当部	教育委員会事務局
提案理由	公民館施設及び古川町保健センターフィラーミーの設置目的の変更等に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p><b>【改正の趣旨及び内容】</b></p> <p>(1) 公民館施設及び保健センターフィラーミーのコミュニティ施設化</p> <p>市の設置する公民館は、社会教育法（昭和24年法律第207号）により営利事業等の禁止といった利用制限があり、多様化する住民のニーズに対応できていない。</p> <p>コミュニティ施設化により社会教育法の利用制限を撤廃し、自由度の高い利用形態にすることで施設の有効活用と地域活性化を目指すもの。</p> <p style="text-align: right;">(第2条、第3条関係)</p> <p>また、古川町総合会館内に併設する古川町保健センターフィラーミーもコミュニティ施設化し、一体的な施設として利用する。</p> <p style="text-align: right;">(第1条、第2条関係)</p> <p>(2) コミュニティ施設の廃止</p> <p>坂下生活改善センターは地域の集会所として打保区が指定管理しているが、打保区が別の集会所を取得したため廃止するもの。</p> <p style="text-align: right;">(第2条関係)</p>
市民への影響等	<p><b>【市民への影響】</b></p> <p>(1) 従来どおり利用可能であるため影響なし。</p> <p>(2) 打保区が代替施設を取得しており影響なし。</p>
施行日	<p>令和7年7月1日</p> <p>但し、第2条のうち題名及び施設名称の改正、坂下生活改善センターの文言削除は令和7年4月1日</p>
備考	公民館のコミュニティ施設化については、4月から6月に市民への周知を図る。